

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文目次

- 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百四十八号）

改 正 案	現 行
<p>（海洋施設）</p> <p>第一条の六（略）</p> <p>2 油並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、<u>法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。</u></p> <p>（海洋施設発生廃棄物）</p> <p>第十一条の三 法第十八条の五第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（<u>鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に</u></p>	<p>（海洋施設）</p> <p>第一条の六（略）</p> <p>2 油並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、<u>法第十九条の規定並びに法第十九条の二第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十九条の二及び第十九条の二の二の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。</u></p> <p>（海洋施設発生廃棄物）</p> <p>第十一条の三 法第十九条の二第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>一・二（略）</p>

関する基準)

第十一条の四 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に關し政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。

二 鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること。

(海底下廃棄をすることのできるガスの基準)

第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。

二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上(当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上)であること。

三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

2 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、環境省令で定める。

(指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域)

第十一条の六 法第十八条の十五第一項の政令で定める海域は、法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従つて特定二酸化炭素ガス(法第十八条の七第二号に

規定する特定二酸化炭素ガスをいう。)の海底下廃棄がされた海域とする。

第十一条の七(第十一条の十一) (略)

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の十第二項第二号及び第十一条の十一第二項中「無機酸」とあるのは「第二議定書(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)」によって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約附属書(以下「条約附属書」という。)(第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。))の船舶(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)(が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれて

第十一条の四(第十一条の八) (略)

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項中「無機酸」とあるのは「第二議定書(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)」によって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約附属書(以下「条約附属書」という。)(第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。))の船舶(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。)(が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれては

はならないものとして定めるもの」と、第十二条第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書 第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 (略)

別表第一の五（第一条の八、第十一条の十関係）

（略）

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の十関係）

（略）

ならないものとして定めるもの」と、第十二条第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書 第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 (略)

別表第一の五（第一条の八、第十一条の六関係）

（略）

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の六関係）

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百四十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令<u>第十一条の表第二号に掲げる海域</u>についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令<u>第十一条の表第二号に掲げる海域</u>についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。</p>